

【機密性 2】

大阪高裁總第 1356 号

(庶ろ-03)

令和元年 12 月 9 日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

大阪高等裁判所長官 安 浪 亮 介

調停運営協議会の協議結果要旨について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議会における協議結果要旨は、別添のとおりです。

令和元年度調停運営協議会協議結果要旨

第 1 民事関係問題

1 充実した評議を実現するなどの民事調停の更なる運営改善を図るための方策について

- (1) 有意義な調停運営のための事前・事後の評議の工夫や方法例について
- (2) 「機能強化」「評議の在り方」等のレベル維持の取組について
(各庁意見等)

・ 機能強化に則した調停運営自体は定着しているが、取組を継続しないと調停委員が変わっていく中で、根本理念が薄れてしまう懸念がある。 (■地裁)

・ 事前、事後評議は、全件又は必要に応じて実施できるようにしている。事前も大切だが、中間評議が重要と感じている。機能強化については、聴取能力の向上が重要である。専門調停委員は専門的なアプローチで聴取し、一般調停委員は傾聴による当事者の人間的側面の把握を行うなどして評議で意見具申を行う必要がある。聴取能力の向上は研修と実際の事案を通じてできると思う。

(■地裁)

・ 第1回期日の前に、全件事前評議をしており、書記官も同席している。機能強化については、調停委員を務める期間が短くなっている点が課題と思われる。今後、新任調停委員は調停にオブザーバー参加するなど、能力向上に向けた方策を考える必要があると思う。 (■地裁)

・ 第1回期日の前には、調停主任との評議の前に調停委員同士で協議している。若手委員への伝達は特にしていないが、年9回の研修や先輩委員からのOJTとして、指導が行われている。 (■地裁)

(裁判官のコメント)

・ 評議は調停運営の中核であり、調停主任、調停委員が必要と感じた場合には聞く必要がある。充実した評議にするため、書記官が得ている情報も、調停主

任、調停委員で共有している。また、評議に臨む際には、何のために聞く評議なのか、目的意識を持つことが必要である。機能強化については、新任調停委員に対しては、辞令交付直後の研修から、機能強化の趣旨やそれを踏まえた協議の在り方を取り上げ、中堅調停委員対象の研究会では、機能強化に向けた調停委員の役割をテーマに講義や共同討議を行っている。また、初めて調停を担当するときにはベテラン調停委員とペアにするなどの工夫をしている。（■■■）

（3）同席調停方式の採用について

（各庁意見等）

- ・ 積極的に同席調停を取り入れるとのスタンスのもと、調停主任が同席が良いと考える事案が調停委員に伝えられ、調停委員とも評議をして、同席調停とするか決めている。当初予定がなくても、調停委員が同席が良いと感じたときに評議を行い、その後、同席調停とする等、柔軟な扱いも行っている。（■■地裁）

（裁判官のコメント）

- ・ 平成 29 年から同席調停を積極的に取り入れており、当事者に対する同席調停の説明案を調停委員に配布し、活用趣旨の浸透を図っている。現在は、主に争点が比較的単純で、感情的な対立が激しくないと思われる案件で、第 1 回期日から同席調停を行っている。期日の終了前に、今後の進行方針や検討事項の確認、調停条項の説明等を行う際は基本的に同席している。より当事者のニーズにあった調停を行うスキルの 1 つとして、同席調停等を活用している。（■■■）

2 調停委員の技能向上のための課題と方策について

（各庁意見等）

- ・ 事例研究を行うのに適切な事例を探し、問題を作成するのは時間のかかる作業であり、毎回、理事が複数会協議しているのが実情である。（■■地裁）

機密性 2

- 各専門調停委員を講師として、研修を行っているが、講師自身が問題を準備している。そこで、ある程度、講師に任せた形となっている。（[]地裁）
- 民事、家事の自主研究会を毎年2回、合同の研究会を年1回開いているが、特に民事調停は取り扱っている事案が広く、専門性も高いため、調停委員全員が興味を持てる問題を作成するのには苦慮しており、裁判官や専門調停委員が講師として、講演を行っているのが実情である。（[]地裁）

（裁判官のコメント）

- 研修の関係では最高裁から送られた教材や[]簡裁の事例データを活用している。事例の班別討議等を通して、調停委員、司法委員の立場、役割の違いを考えてもらうなどしている。教材としては、民事調停ケース研究教材集の白表紙や平成24年の司法研究報告書の中にも参考となるものがある。各協会で事例を出し合うのも良いのではないかと思う。（[]）
- 地裁では、地裁兼務の調停委員を対象に、自主的勉強会を年に2回程度実施している。調停委員からの疑問を取り上げる勉強会、建築訴訟に関して最近の課題や認定方法について考える勉強会を行っている。疑問点は専門分野ごとに大きく異なるため、専門分野ごとのグループ討議を行っている。認定方法等の関係は具体的な問題を取り上げた。（[]）

3 民事調停の利用を促進する広報活動等について

- 調停の利用を促進する広報活動等について
- 各庁で実施されている広報活動について
- 市町村、消費生活相談センターなど相談担当者等への広報活動について
- 広報活動における裁判所と調停協会の関わり方について

- []市内の全ての区役所の相談窓口担当者に2年続けて説明に伺ったが、担当者の交代などもあり、昨年に比べて理解が進んでいたとは言い難かった。特に区役所への相談者のニーズを弁護士の法律相談ととらえ、調停制度の説明はしていないことがあるようであった。警察署については、今年初めて個別に訪

機密性 2

問したが、非常に熱心に聞いてもらえた。その後、実際の裁判所への問い合わせで、警察に紹介されたとの事例が増加したと聞いている。（[]地裁）

- ・ []市及び警察学校にそれぞれ2年に1回広報を行っている。特に伝えているのは、各種専門家が多数いて、ワンストップでできる手続であること、非常に簡単にできる手続であることである。（[]地裁）
- ・ 無料調停相談を行っていると、民事調停に関する相談が多く寄せられており、潜在的なニーズはもっとあるのではないかと感じている。（[]地裁）
- ・ 調停協会の広報活動などに関し、裁判所ともっと連携できる方法はないかと思う。（[]地裁）
- ・ 平成25年に裁判官、書記官、調停委員をメンバーとする調停充実に関する検討会を立ち上げ、その中で広報活動についても取り上げているが、今年度はこれまで対象としていた消費生活センターの担当者だけでなく、関連する市町の担当者を対象者にした説明会を実施した。その他、[]県のホームページに裁判所のホームページへのリンクを貼ってもらい、少しでも裁判所のこと、調停のことを知ってもらえるようにした（[]地裁）
- ・ []は年2回調停相談会を行っている。その他、婦人会や民生委員等への説明をしているが、一般の方への活動はできていない。ボランティア的に活動しているところがあるので、一般の方に対象を広げると人的にも費用的にも難しいところがある。裁判所も広報活動をしているので、昨年から裁判所と問題意識を共有し、検討していくとしている。（[]地裁）

（裁判官のコメント）

- ・ 広報行事、裁判所ホームページ、各市役所等の相談窓口へのパンフレットの備え置き等の活動をしている。各相談窓口担当者向けの説明会も行っているが、各相談機関により、相談内容や対応の仕方は異なっているため各機関のニーズを把握する必要がある。そのほか、代理人として関与する弁護士会にも説明を行う機会を設けている。また、広報活動は、調停協会とも情報共有しながら行

っている。 ([REDACTED])

- 簡易裁判所の調停と地方裁判所の調停とは運用も異なることから、利用者ごと、事件ごとからいざれか適した方を選択してほしいとのスタンスで広報活動をしている。地裁調停においては、企業法務等が対象となるととらえ、弁護士会に、広報活動を行っている。 ([REDACTED])

第 2 家事関係問題

面会交流事件における留意事項や役割分担等について

- 1 面会交流事件について、事情聴取における留意点や調停委員が果たすべき役割について
- 2 面会交流の可否を判断した上で、夫婦間の対立的関係から子供の視点を意識した協調的関係への転換を促すことを意識した事情聴取の在り方について
- 3 面会交流の実施が子の利益に適うのかについて、当事者の主張や背景事情を適時適切に聴取し、実態把握を行う方策について
- 4 面会交流事件における阻害事由の把握及び働きかけの実情について
 - ・ 出題趣旨に記載したような取組について、調停委員で共有するため、ポイントが記載されたハンドブックを調停委員に配布し、研修を行うなど、事案の把握や当事者への働きかけを適切に行えるように工夫している。 ([REDACTED] 家裁)
 - ・ まずは、子の心情に思いを至らせるよう向けさせ、なぜ家裁調査官が子の心情を聞く必要があるのか、理解させるような事情聴取や働きかけの方法について伺いたい。 ([REDACTED] 家裁)
 - ・ 当事者の対立が先鋭化すると、調停委員が聴取するのみでは子の実態把握が難しい場合がある。そのような場合には、裁判官による聴取や家裁調査官の関与により、子の実態等の正確な把握につなげている。ただ、家裁調査官が第3の調停委員のようになってしまふ場合もあるのではないかとの議論もあり、調停委員会と家裁調査官の連携も考える必要があると思われる。 ([REDACTED] 家裁)
 - ・ 調停ハンドブックを全員に配布し、様々な研修も開催しているが、調停委員

の参加が毎回半数程度であり、作成しているチェックリストの様式やメモがどの程度活用されているかは疑問がある。また、用意された類型にはまらない事案では、個人の力量と経験で対応している。（■家裁）

- ・離婚調停事案で子供がいる場合は、初回に最高裁作成のDVDを見てもらうが、DVDを見る間に時間が取られている点は、課題かと思っている。弁護士が付いている場合、面会交流は当たり前との流れを作ってくれることもあって、やりやすい。最近ではインターネットで情報を得ている人が多く、面会交流はある程度は仕方ないと考えている当事者も多くなっている。ただ、「自分は良いが、子どもが嫌がっている」と子を盾にする人も多く、そのような場合には家裁調査官関与をしてもらうなどして、打開を図っている。（■家裁）
- ・調停ハンドブックや進行フローチャートを利用しているのは、他の府と同じである。親ガイダンスのDVDは、■は期日外に見せていると聞いているが、■は初回期日の空き時間に見せており、家裁調査官が対応している。今後、この点は検討するかもしれない。用意されたツールを各調停委員が使いこなせるかが課題であり、研修や自主勉強会等を行っている。（■家裁）

(裁判官のコメント)

- ・当事者双方から聴取する中で、子の連れ去りのおそれ、子の虐待のおそれ、現在の父母の関係、双方の面会交流への姿勢、子の意向、子と父、子と母との関係、子の発達状況、性格などを確認し、その親子において面会交流が適切か、適切な場合はどのような方法が望ましいかを考えていくことになる。各府において、フローチャートやチェックリストを作成している場合はそれを利用していただきたい。聴取の中でキーワードが出てくると思うので、その認識を委員会で共有しながら、具体的に聴取していただくことになる。最初の丁寧な聴取がその後の方針を定めるにおいて、非常に重要である。判断に迷う場合や聴取が困難な場合なども、評議によって対応を検討していただきたい。当事者双方の心情を受け止めつつ、子の福祉に資する方法は何か一緒に考えましょうとの

姿勢で進めていただきたい。 ([REDACTED])

5 家裁調査官関与の種類や目的、方法等について、また、面会交流についての理解を深めるためのDVD視聴やガイダンスの実施について

6 家裁調査官が期日に立ち会っている調停において事情聴取を行う場合の調停委員と家裁調査官の役割分担の在り方について

- 各地でそれぞれツールを作成しているが、他庁とやり取りができていないため、共有して使うことができない。また、ツールがある場合、それをどのように使用しているかを伺いたい。事情聴取に家裁調査官が同席した場合、どうしても調停委員が遠慮してしまうことがある。裁判官や家裁調査官に対し、より気兼ねなく意見が言えるような雰囲気作りが必要である。 ([REDACTED] 家裁)

- 面会交流事案で重要な点として、①家裁調査官の関与②最高裁作成のDVDの視聴である。調停委員にもDVDを見てもらい、当事者にも見てもらっている。 ([REDACTED] 家裁)

- 親権に関する事案や子の関係に問題がある場合は、基本的には初回から家裁調査官が入っている。家裁調査官の関与事項については、ハンドブックに書かれていることを参考にしている。聴取は基本的に調停委員が行い、子の状況や発達に関することは家裁調査官が聴取することが原則となっているが、調停委員、家裁調査官によっては別のやり方になることもある。 ([REDACTED] 家裁)

- 調停ハンドブックに、各段階における家裁調査官の役割との記載があり、それを参考に運用している。家裁調査官関与の事案については、家裁調査官が立ち会っていない期日であっても、事後に家裁調査官と意見交換するなどしている。また、裁判官との評議の前に、家裁調査官と調停委員で先に意見交換して共通認識を形成していることもある。 ([REDACTED] 家裁)

- 面会交流事案は他の事案に比べて、感情の整理等が必要な事案と考えるが、その整理が進まない原因がどこにあるのか、多角的に見るための視点として家裁調査官が入るのは有用である。その他、専門家として当事者にひと押しする

機密性 2

役を期待する事案もある。家裁調査官の立会の際は、イニシアティブは調停委員が取ればよいと思うが、あとはバランスの問題に尽きると思う。 (■家裁)
(裁判官のコメント)

- ・ 事情聴取は基本的には調停委員の役割だと考えている。いずれにしても、面会交流の留意事項を十分に認識し、その期日で何を聞くのか家裁調査官も含め、共有して期日に臨んでほしい。他庁の資料については、どうしても欲しい場合は裁判所に言っていただければと思う。ただ、基本的に、各庁限りの資料であり、裁判所同士でもらえるかどうか、それを調停委員にお見せして良いかとの検討が必要なものであることは御承知おきいただきたい。 (■)